

議案第 33 号

箱根町部設置条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 3 月 10 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

平成 27 年 4 月 1 日付けで、特定政策推進室を設置するにあたり、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町部設置条例の一部を改正する条例

箱根町部設置条例（平成 19 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 8 項を第 11 項とし、第 3 項から第 7 項までを 3 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 3 項を加える。

（特定政策推進室）

- 3 当分の間、本則に掲げる部のほか、特定政策推進室を設ける。
- 4 特定政策推進室の事務分掌は、新たな財源確保に関することとする。
- 5 前 2 項に規定するもののほか、特定政策推進室に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。